

守公職第17号
令和7年11月20日

答申書

守口市長 濑野 奎一様

守口市公正職務等審査委員会
委員長 板垣 善雄

貴職から受けた申出事案（以下「本件申出事案」という。）に係る諮問（以下「本件諮問」という。）について、次のとおり答申します。

第1 本件諮問に対する委員会の結論（答申）

本件申出事案は、調査不開始が相当である。

第2 本件申出事案の趣旨

本件申出事案の趣旨は、次のとおりである。

1 具申書提出の経緯

令和7年5月29日（木）正午過ぎ、申出人は部長級8名の連名による具申書を田中教育長に手交した。

2 手交時の対応状況

具申書を手交した際、教育長は当初、当該書面の内容を確認することなく、「なぜ私に意見するのか。意見するのであれば議会にすべきである」との趣旨の発言を行った。申出人が内容を確認してほしい旨を申し出たところ、教育長からは「持参したのであれば説明してほしい」との要請が複数回あり、最終的に申出人が具申書全文を音読して説明することとなった。

3 面談中の発言等の状況

説明の過程において、教育長から申出人の発言に対し、たびたび質問や指摘が入り、会話が中断する場面が見られた。このため、申出人は発言の継続が困難となり、やり取りの中で緊張や心理的負担を感じる状況であった。

4 心理的影響および後日の経過

申出人は、当該面談以降、教育長の言動により強い精神的負担を感じており、令和7年6月27日（金）の市議会市民環境委員会における答弁時点でも、継続的なストレスと不安を訴えている。特に、教育長の姿を見るだけで気持

ちが不安定になる状態が続いている。

5 教育長の答弁内容と申出人の認識

教育長は同委員会において、「両名が文書作成に関与しているとは思わなかったが、たまたま具申書を持参したため確認した。関与していないことが分かり安心した」との趣旨の答弁を行っている。

一方、申出人および関係職員は、当日の教育長の発言や態度が上記答弁と異なる印象であったと認識しており、この答弁を聞いたことで、さらなる心理的負担を感じている。

6 申出の趣旨

以上の経緯を踏まえ、申出人は、教育長による言動が職務上の地位を背景とした不適切な対応であり、部下に対する心理的圧迫を伴う行為であったと受け止めている。

については、市として本件の事実関係について詳細な調査を実施のうえ、適切かつ厳正な対応を求めるものである。

第3 申出人と教育長の関係性及び本件申出事案に至るまでの経緯の確認

本委員会は、教育長と申出人との関係性及び本件申出事案に至るまでの経緯を整理するため、申出人に申出内容の確認を行い、「申出内容の確認について（回答）」のとおり回答があった。

第4 審査経過及び提出のあった書面

1 審査会は、本件諮問に関して、次のとおり審議した。

審議の日時 令和7年7月30日 午前10時から

本件申出事案にかかる審議を行った。

審議の日時 令和7年8月22日 午前10時から

本件申出事案にかかる審議を行った。

審議の日時 令和7年9月22日 午前10時から

本件申出事案にかかる審議を行った。

審議の日時 令和7年10月2日 午前10時から

本件申出事案にかかる審議を行った。

審議の日時 令和7年10月17日 午前10時から

本件申出事案にかかる審議を行った。

審議の日時 令和7年10月30日 午前10時から

答申についての審議を行った。

審議の日時 令和7年11月20日 午前10時から

答申についての審議を行った。

2 本件諮問について、審査会に提出のあった書面は、次のとおりである。

(1) 令和7年7月9日付け 本件申出事案についての「諮問書」

(2) 令和7年9月3日付け 申出内容の確認について（回答）

第5 審査会の判断

審査会は、本件諮問について審議をし、次のとおり判断する。

1 パワーハラスメントの要件

一般にパワーハラスメントが成立するには、以下の要件が充足されることが必要である。

- ① 優越的な関係を背景とした言動であること
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものであること
- ③ 労働者の就業環境が害されるものであること

2. 具申書の性質および提出行為の位置づけ

申出人が教育長に持参した具申書は、職務上の指揮命令や報告に基づくものではなく、職務の範囲外で行われた意見表明行為である。したがって、教育長に当該具申書を閲読する義務はなく、また申出人らが業務時間内に教育長へ提出し、内容を読ませる権限も有していない。

教育長は申立人らに対する職務上の指揮監督権限を有していない。したがって、管理監督者として指揮命令を行ったのではなく、具申書の提出趣旨を確認するために必要なやり取りを行ったにすぎない。具申書の内容確認や申立人への音読・説明の求め、委員会文書への関与の有無を確認した行為は、職務上の優越的地位を背景とするものではなく、合理的対応の範囲内にあり、ハラスメント行為には該当しないと認められる。

3. 職制上の関係性および権限構造

教育長と申出人（部長級職員）との関係は、職制上の直接的な上司・部下関係には該当しない。また、部長級職員は行政事務の最上位職位として相当の裁量権および発言権を有しており、教育長が職務上の地位を背景として不適切な言動により心理的圧力を加えたとは認めがたい。

4. 判断の総括

以上の諸点を総合的に勘案し、本件申出事案については、事実について調査するまでもなく、教育長の言動が社会通念上のパワーハラスメント行為に該当するとは認められないため、前記第1の結論のとおり答申するものである。

（答申に關与した委員の職、氏名）

委員長 板垣 善雄（弁護士）

委員 各務 晶久（大阪国際大学教授）
委員 越田 英理（弁護士）